

5 基本理念

この計画では、

女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、
それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会の実現を目指
します

を基本理念とします。

6 本計画の期間

男女共同参画社会の実現は21世紀の最重要課題（基本法前文）とされており、総合的かつ長期的に取り組む必要があることから、本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画期間は、平成37年（2025年）までの20年間とします。

また、具体的な施策について定める事業計画期間は、平成18年度（2006年度）から22年度（2010年度）までの5年間とします。

なお、随時計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

